

## 研究・イノベーション学会「企画会議」設置要綱

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）に企画会議を設け、その趣旨、要件、手続き等は、以下のとおり定める。

### 1. 趣旨と権限

総会での議決を待てない至急案件並びに常任理事会を横断した検討が必要な案件、将来の検討案件等についての審議及び議決を担う合同理事会として、企画会議を設置する。議決結果は、評議員会及び総会に報告する。

### 2. 構成員

(1) 企画会議の委員を以下とする。

- 会長
- 次期会長予定副会長、副会長
- 筆頭総務理事
- 筆頭会計理事
- 筆頭業務理事（業務委員長）
- 筆頭編集理事（編集委員長）
- 筆頭広報担当理事
- 事務局担当理事
- 新たな活動検討委員会委員長
- 組織改革委員会委員長

(2) 議長は、理事以外の者を委員長に任用する場合には、理事会の議を経て総会に上程する。

(3) 議長は、委員以外の役員及び学会が設置する委員会の構成員をオブザーバーとして参加させることができる。

### 3. 議長

企画会議の議長は、会長が務める。

### 4. 開催方法

企画会議は、必要に応じ適宜開催する。電子メールや skype 等での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

### 5. 企画会議に属する組織

企画会議の下に、人事委員会、新たな活動検討委員会及び組織改革委員会並びに必要に応じてタスクフォースを設置する。

#### (1) 人事委員会

別途定める人事委員会規程による。

#### (2) 新たな活動検討委員会

別途定める新たな活動検討委員会規程による。

#### (3) 組織改革委員会

別途定める組織改革委員会規程による。

#### (4) タスクフォース

会長の発議等により企画会議の審議を経て複数のタスクフォースを設置することができる。タスクフォース規程は別途定める。

※策定 2018年10月理事会決定、同年10月総会報告

※改定 2020年10月理事会決定、同年10月総会報告

※改定 2021年10月理事会決定、同年10月総会報告

# 研究・イノベーション学会運営体制

